

農林水産業をめぐる国の動向

- 資料 2-1 「農林水産業・地域の活力創造本部」等における検討状況について
- 資料 2-2 日本再興戦略 - JAPAN is BACK - (農林水産業関係部分抜粋)

「農林水産業・地域の活力創造本部」等における 検討状況について

平成25年8月

農林水産省

「攻めの農林水産業推進本部」の組織・開催状況について

本部長	林 農林水産大臣
副本部長	江藤 農林水産副大臣 加治屋 農林水産副大臣
本部長補佐	長島 農林水産大臣政務官 稲津 農林水産大臣政務官
本部事務局長	農林水産事務次官
本部員	農林水産審議官 官房長 総括審議官 総括審議官（国際） 技術総括審議官 全局庁等の長

1. 第1回（平成25年1月29日）

議題：①攻めの農林水産業推進本部の設置について

②当面の進め方について 等

内容：現場の声を聞き「現場の宝」を磨くよう林大臣より指示

2. 第2回（平成25年3月26日）

議題：「現場の宝」の報告について

内容：①「現場の宝」事例について各局庁より報告

②現場の宝を踏まえた9課題について、施策の展開方向をまとめるよう林大臣より指示

3. 第3回（平成25年4月19日）

議題：「現場の宝」を踏まえた施策の具体化に当たっての考え方について

内容：9課題に関する施策の展開方向について担当局より報告

4. 第4回（平成25年7月2日）

議題：「攻めの農林水産業」の具体化に向けた検討状況について

内容：①9課題に関する施策の具体化の検討状況について担当局より報告

②官邸本部の設置等を踏まえてあらためて整理した「主要検討事項」について、施策の具体化や検討を深化するよう林大臣より指示

5. 第5回（平成25年8月8日）

議題：①国別・品目別輸出戦略について

②他省庁との連携施策について

内容：①国別・品目別輸出戦略の状況について担当局より報告

②他省庁との連携施策の検討状況について担当局より報告

③官邸本部における総理指示を踏まえた検討の加速化等について林大臣より指示

「農林水産業・地域の活力創造本部」の組織・開催状況について

本部長	安倍	内閣総理大臣
副本部長	菅	内閣官房長官
	林	農林水産大臣
本部員	麻生	財務大臣
	新藤	総務大臣
	下村	文部科学大臣
	田村	厚生労働大臣
	茂木	経済産業大臣
	太田	国土交通大臣
	石原	環境大臣
	山本	内閣府特命大臣 (沖縄及び北方対策)
	森	内閣府特命大臣 (消費者及び食品安全)
	甘利	経済再生担当大臣 兼内閣府特命大臣 (経済財政政策)
	稲田	内閣府特命大臣 (規制改革)

1. 第1回(平成25年5月21日)

議題:①農林水産業・地域の活力創造本部の設置について

②今後のスケジュールについて 等

内容:①「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げ

②「攻めの農林水産業」の具体化の方向(第7回産業競争力会議資料)について林大臣から説明

2. 第2回(平成25年6月18日)

議題:①これまでの議論の整理

②関係者ヒアリング

内容:①これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況について林大臣から説明

②(株)ローソン新浪社長からヒアリング

3. 第3回(平成25年6月25日)

議題:関係者ヒアリング

内容:①氷見市農業協同組合 川上組合長からヒアリング

②グリーンリーフ(株)及び(株)野菜くらぶ 澤浦代表取締役からヒアリング

4. 第4回(平成25年8月8日)

議題:①総理指示

②検討課題について

③今後の検討スケジュール

内容:①総理より、今後の検討に当たっての3つの指示

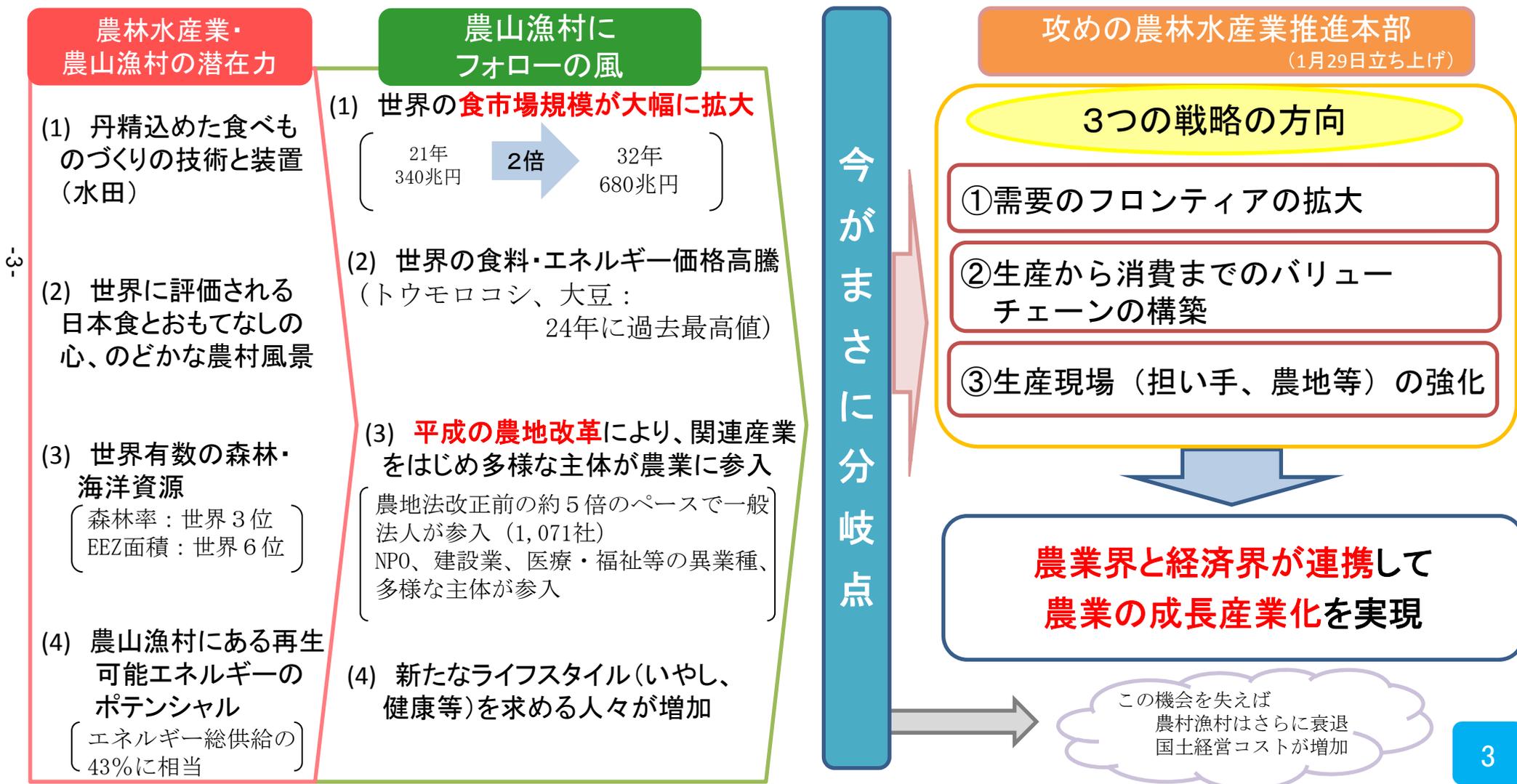
②各府省が連携して取り組むべき検討課題について整理

③「農林水産業・地域の活力創造プラン」取りまとめ(11月末日途)に向けたスケジュール

「攻めの農林水産業」の展開

今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用。

「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を産業として強くしていく取組と、多面的機能の発揮を図る取組の両者を車の両輪として、一体的に進める必要。



これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況

これまで、①需要サイド、②供給サイド、③需要と供給をつなぐ、という3つの観点から、農林水産省内の「攻めの農林水産業推進本部」で把握した先進事例（現場の宝）を全国展開するための施策の具体化を進めてきたところ。

「攻めの農林水産業」3つの戦略の方向

（2月18日第2回産業競争力会議で提示）

需要の
フロンティア
の拡大

生産から
消費までの
バリュー
チェーン
の構築

生産現場
(担い手、農地等)
の強化

「184の先進事例（現場の宝）の具体化の方向を検討」（4月23日第7回産業競争力会議で提示）

【日本再興戦略 -JAPAN is BACK-】(6月14日)

【需要サイドの取組】

- 輸出促進等による需要の拡大
 - ・日本の食の海外展開に向けた「F・B・I」戦略
 - ・機能性の活用等の新たなニーズへの対応

【需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築】

- 6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等
 - ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開
 - ・医食農連携等、多様な業種との連携
 - ・強みのある農林水産物づくり
 - ・科学技術イノベーションの活用

【供給サイドの取組】

- 農地を最大限効率的に活用するなど、生産現場を強化
 - ・担い手への農地集積・集約化
 - ・耕作放棄地の発生防止・解消

【林業】

- ・新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築

【水産業】

- ・水産物の消費・輸出拡大、持続可能な養殖の推進

官邸に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、 具体策の検討を開始

（5月21日）

【総理指示】

農林水産業を
若者に魅力
ある産業に

日本の農山漁
村、ふるさとを
守る

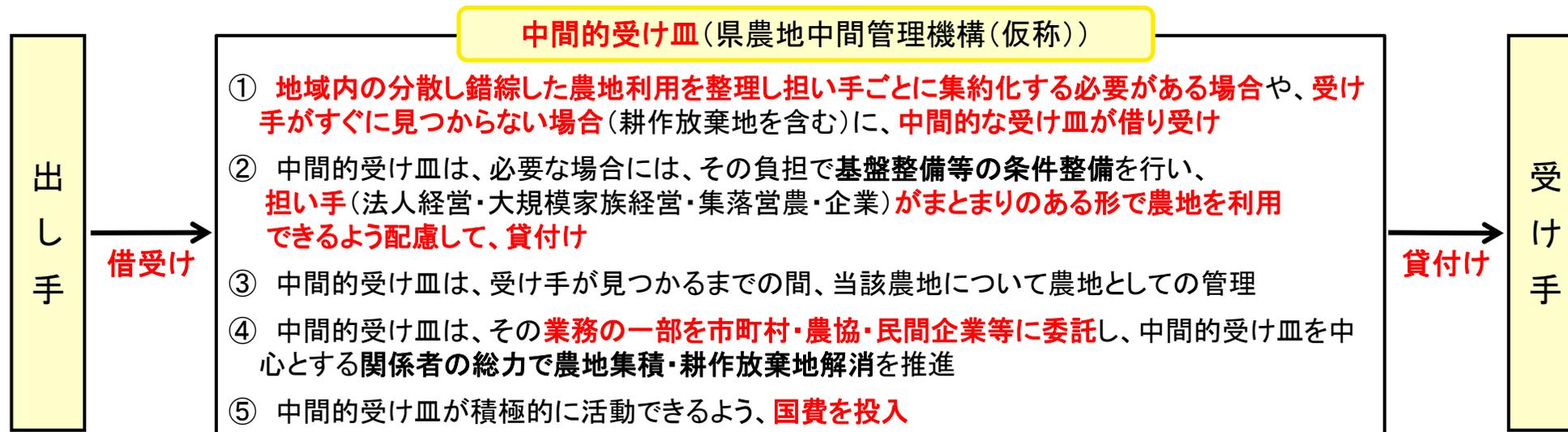
・医食農連携、IC
Tの活用といっ
た新たな視点

・現場や地域の
声にしっかり
耳を傾ける

①生産現場の強化

担い手への農地集積・集約化等

①農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用(法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



②耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。

③生産性向上に結び付く農地集積をサポートするための農地整備や農業水利施設の整備を推進

目標

今後10年間で、全農地面積の8割が担い手によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

(参考)平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続、指導・勧告等の手続を経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- **参入の全面自由化**
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和
- | | |
|------------|--------------|
| 農業者等以外の出資者 | |
| ・1出資者当たり | → 廃止 |
| 1/10以下に制限 | |
| ・トータルで | → 加工業者等については |
| 1/4以下に制限 | 1/2未満まで緩和 |

[実績]

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

[実績]

- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) 農地流動化のための組織の実績

- 平成21年改正で農地利用集積円滑化団体を整備し、実績も増加してはいるものの、受け手が見つからない場合は機能しないため、限界あり。
- 農地流動化を加速するには、受け皿の整備が不可欠。

農地利用集積円滑化団体(H22~)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22 : 18,102 ha
H23 : 32,049 ha

農地保有合理化法人(S45~)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

実績

H15	11,524 ha
H17	9,922 ha
H20	13,097 ha
H21	12,505 ha
H22	7,947 ha
H23	8,027 ha

- ・ 離農農家等からの買入れ(所有権取得)が主眼
- ・ 多くの農家は所有権移転に消極的
- ・ 農地保有合理化法人も購入資金の制約、売却できない場合のリスクから消極的
- ・ 財政的支援が十分でない(12億円程度)ことから活動に限界

② 需要フロンティアの拡大

【現状等】

- 日本の農林水産物・食品の輸出額は、現在、約4,500億円(2012年)。

日本の食の海外展開「F・B・I」戦略

Made From Japan : 日本食材が世界を席巻

※ 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化、中華料理の高級食材として輸出されるホタテ

連携

Made By Japan : 日本の「食文化・食産業」の海外展開

Made In Japan : 国別・品目別輸出戦略を策定し、日本食を特徴づけるコンテンツの輸出拡大

国別・品目別戦略(案)のイメージ(輸出上位品目抜粋)

2012年	特徴的戦略	重点品目	重点国・地域	2020年
水産物 1,700億円	ブランディング、品質管理体制の確立、迅速な衛生証明書発給体制の構築	ブリ、サバ、ファストフィッシュ、ホタテ、サケ 等	東南アジア、EU、アフリカ 等	3,500億円
加工食品 1,300億円	Made Byの取組に伴う日本からの原料調達増加、「出せる市場に出す」から「出したい市場に出す」へ	みそ・しょうゆ等の調味料、菓子類、清涼飲料水、健康食品、レトルト食品	EU、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム、インド 等	5,000億円
コメ・コメ加工品 130億円	現地での精米や炊飯ロボットと組み合わせた外食販売、日本酒等コメ加工品の重点化	米、米菓、パックご飯、日本酒	香港、シンガポール、豪州、EU、米国、インド、ブラジル 等	600億円
青果物 80億円	台湾に加え、東南アジア等新規市場の戦略的な開拓、市場の活用等周年供給の確立	りんご、柑橘類、いちご、なかしも、かんしょ	台湾、東南アジア	250億円
牛肉 50億円	マーケットの大きい欧米における重点的なプロモーション、多様な部位の販売促進、焼肉等の日本の食文化と一体的なプロモーション	牛肉	米国、EU、香港、シンガポール	250億円

※ 他に林産物、花き、茶について重点品目として戦略案を策定。

※ この戦略案は、今後、地域ブロックごとの意見交換等の場で、現場からの意見を吸い上げた上で、ブラッシュアップを行う。

成果目標

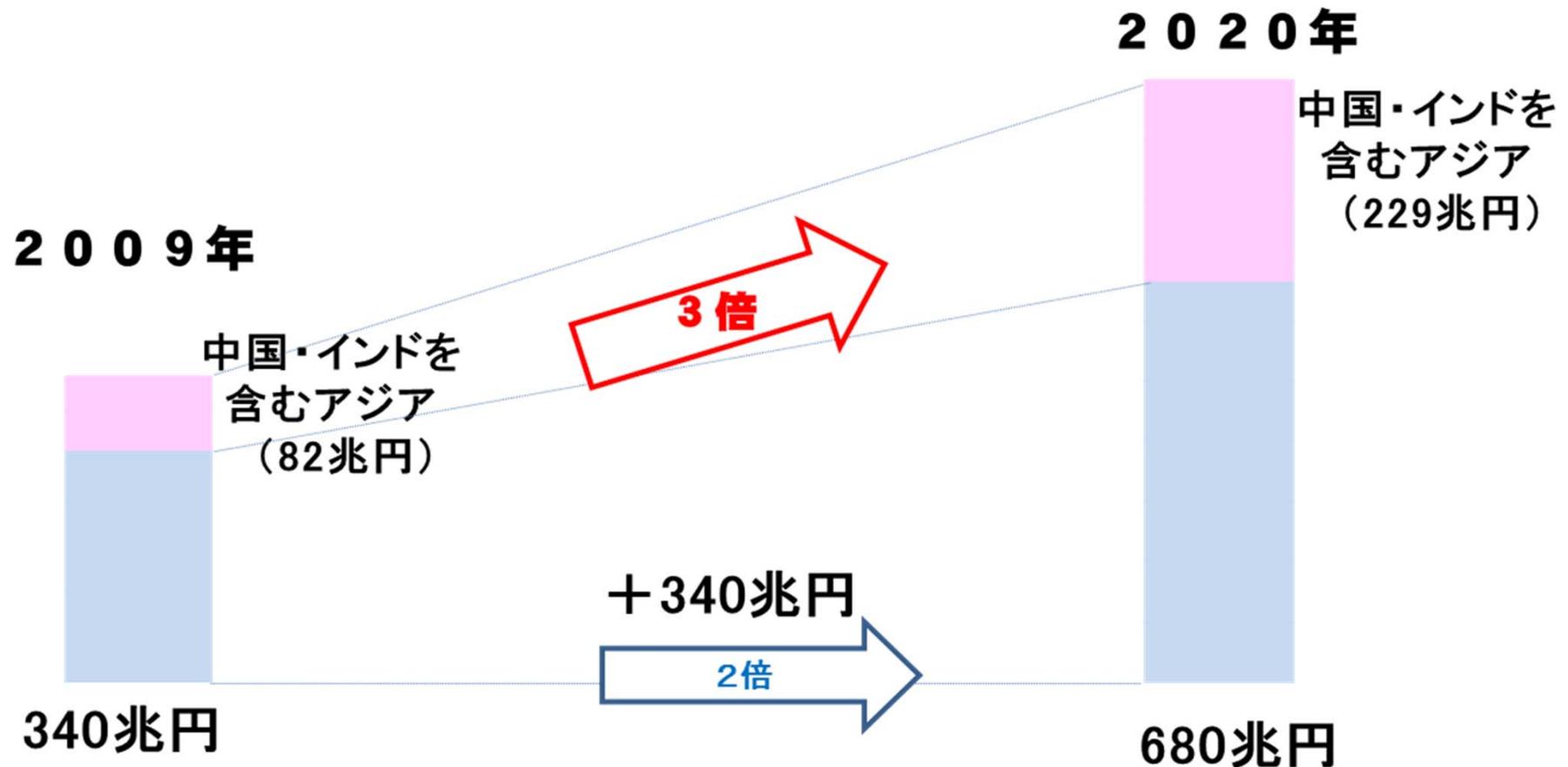
2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする。

国内需要の拡大

- 国産農林水産物の利用拡大に向けたモデル地域づくりと新たな仕組みの検討
- 学校給食等における消費拡大、食育の推進(学校教育との連携、企業との連携等)

(参考)世界の食の市場規模(加工+外食)

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



資料: ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1: 2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

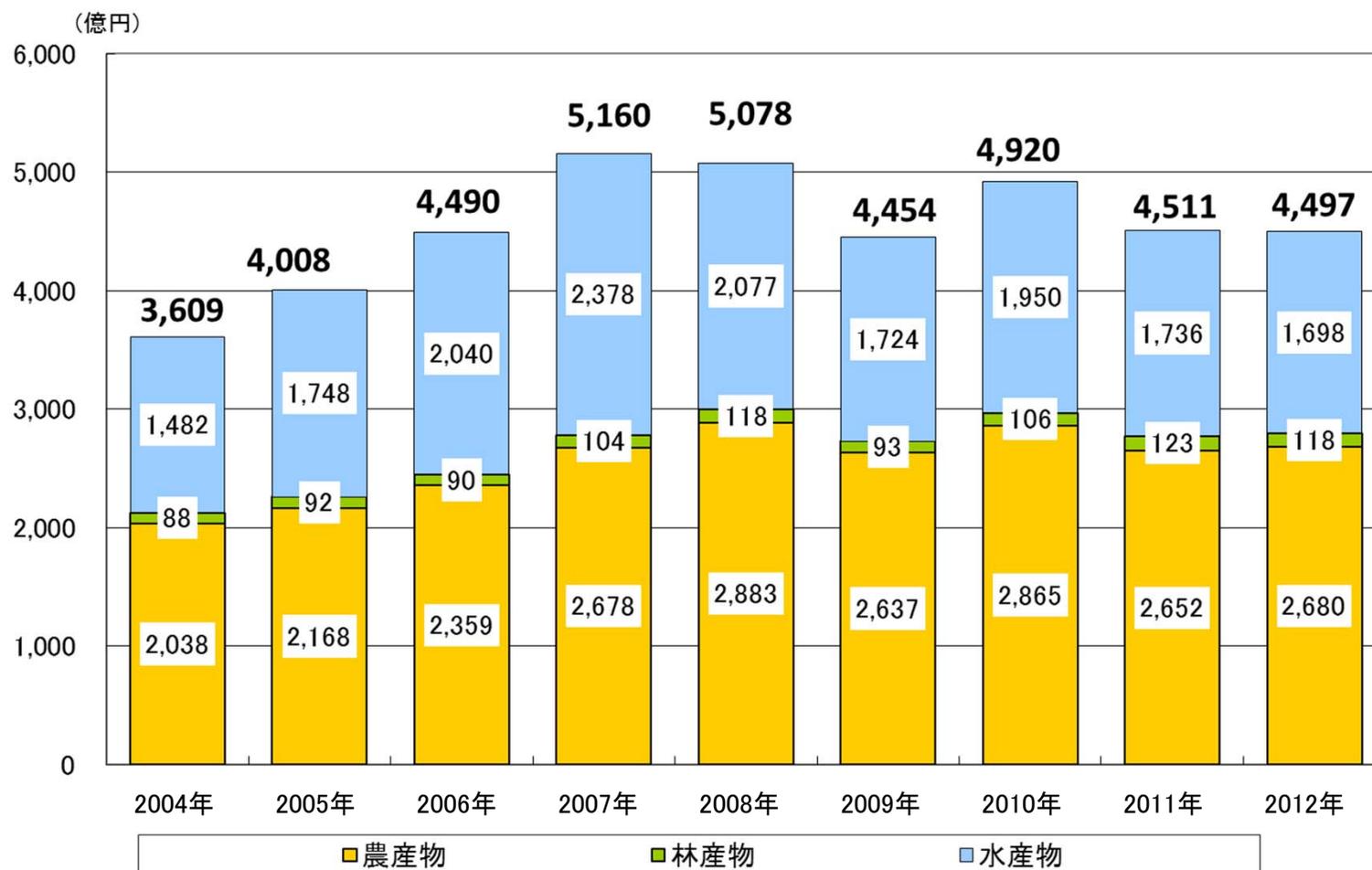
2: 中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

3: 市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

(参考) 農林水産物・食品の輸出額の推移

○ 最近の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきたが、円高や原発事故の影響等により大きな落ち込み。

○我が国の農林水産物・食品の輸出額



資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成

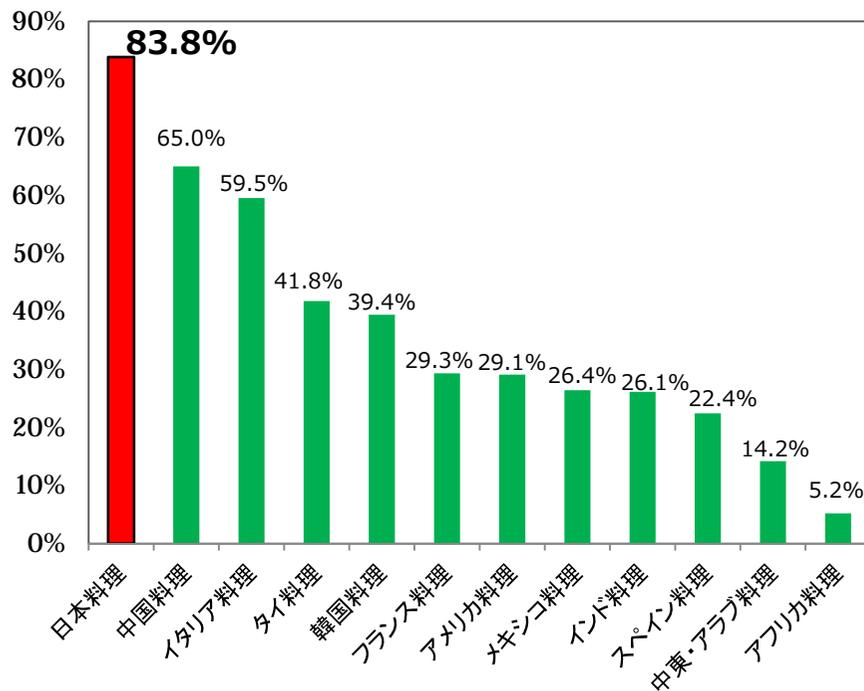
(参考) ジェトロアンケート(好きな外国料理)

- ジェトロの調査によると、「食」の人気が一番高いのは日本食。
- イタリアの輸出額は434億ドルだが、日本は51億ドル(いずれも2011年)。
- 日本は、「食」の人気は輸出に結びついていない。

好きな外国料理

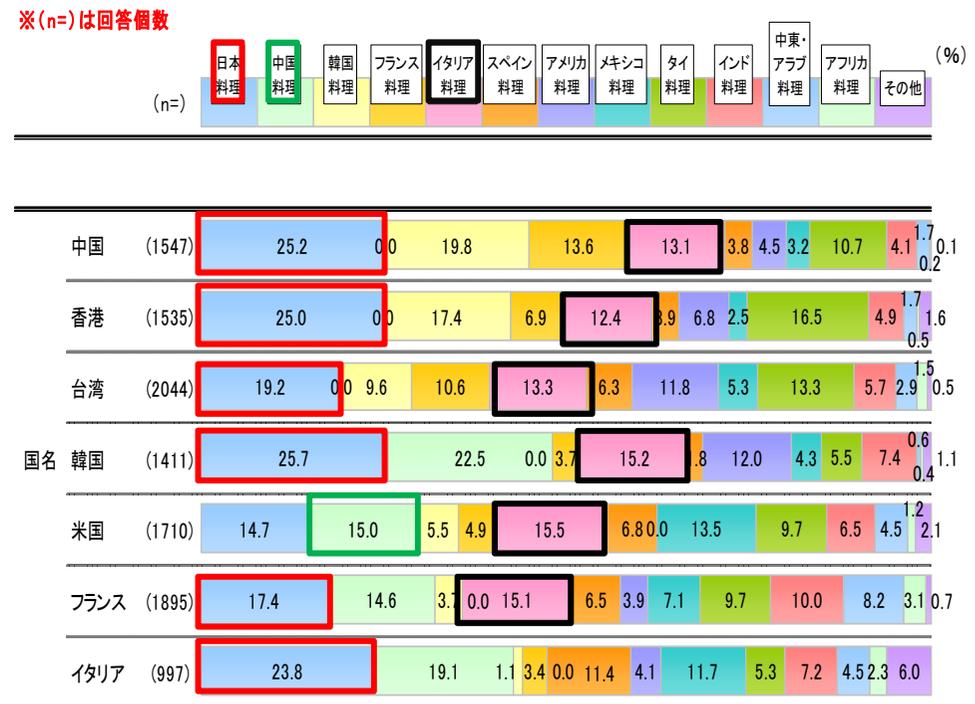
質問:「好きな料理かつ外食で食べる外国料理はどれですか(複数回答可)」

【図1】好きな外国料理(7カ国全体結果)



※【図1】は複数回答可としており、回答者数に対する回答個数の割合を示した。
なお、自国の料理は選択肢から除外

【図2】好きな外国料理(各国の結果)



※【図2】は複数回答可としており、総回答数に対する回答個数の割合を示した。

出典: ジェトロ「日本食品に対する海外消費者調査(中国、香港、台湾、韓国、米国、フランス、イタリア)」2013年3月5日公表

③ バリューチェーンの構築(6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等)

【現状等】

- 農業と食料関連産業の生産額は約95兆円(2009年度)にのぼり、全産業の11%。
- 6次産業の市場規模は、現在、1兆円。

6次産業化

- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開(いわば「儲かる農業開拓ファンド」)

※ 現在までに22のサブファンドへの出資を決定

医食農連携など多様な業種との連携強化

- **健康に着目した農林水産物・食品の市場拡大による健康長寿社会の実現**
 - ・ 食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、都市別の食習慣と健康の関連性の調査、介護食品等機能性の高い食品の市場環境整備、薬用作物の国内振興と国産化のニーズに応えた産地形成、社会福祉法人等の農地を活用した研修・授産の促進
- **福祉、教育、観光等との連携を通じた地域の活力の創造(都市と農村の交流等)**
- **地域の木質バイオマス、ICT等の利用等による次世代施設園芸(植物工場)の検討**
 - ・ 施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模化・省エネ化

「強み」のある農林水産物づくり

- 我が国の農業の強みを活かすための**新品種・新技術の開発・保護・普及方針の策定等**に取り組む

- ・ 育成者権による保護と商標権による保護の組み合わせ等

福岡県 ラー麦
(ラーメン用小麦)



山形県 つや姫
(コメ)



再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築
- バイオマスを活用した産業化とエネルギーの導入を推進

成果目標

2020年に6次産業の市場規模を10兆円とする。

(参考) 農林漁業・農山漁村から日本を元気に

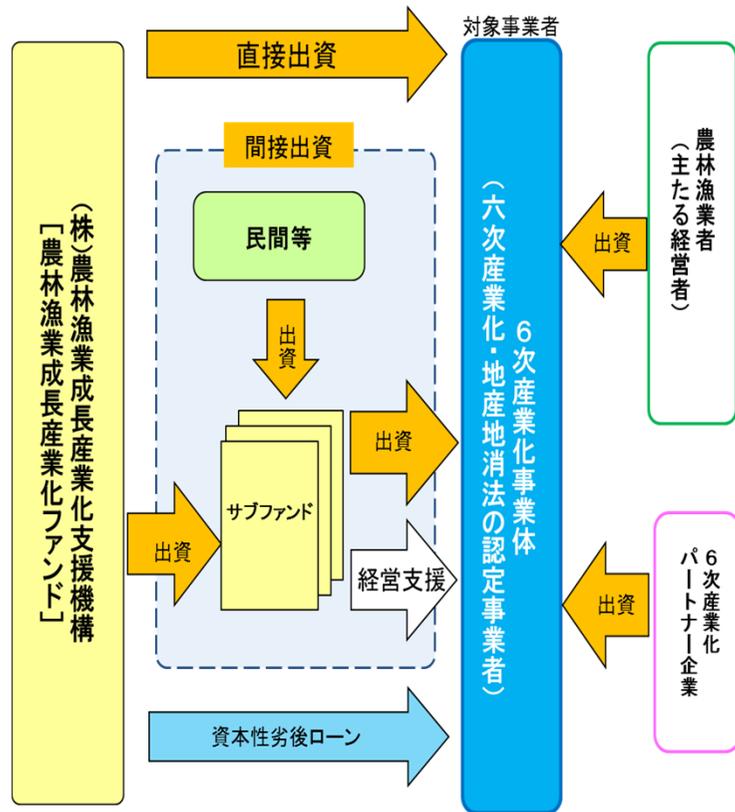
- 農山漁村は、農林水産物をはじめバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有し、今後の経済成長へ向けた希少資源として、わが国の最大の強みのひとつ。
- しかし、1次産業と2次・3次産業の価値連鎖を結合する仕組みの弱さゆえ、そのポテンシャルが活かされていない状況。
- 農林漁業者と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林漁業を成長産業化する必要。これにより、日本を元気にする。



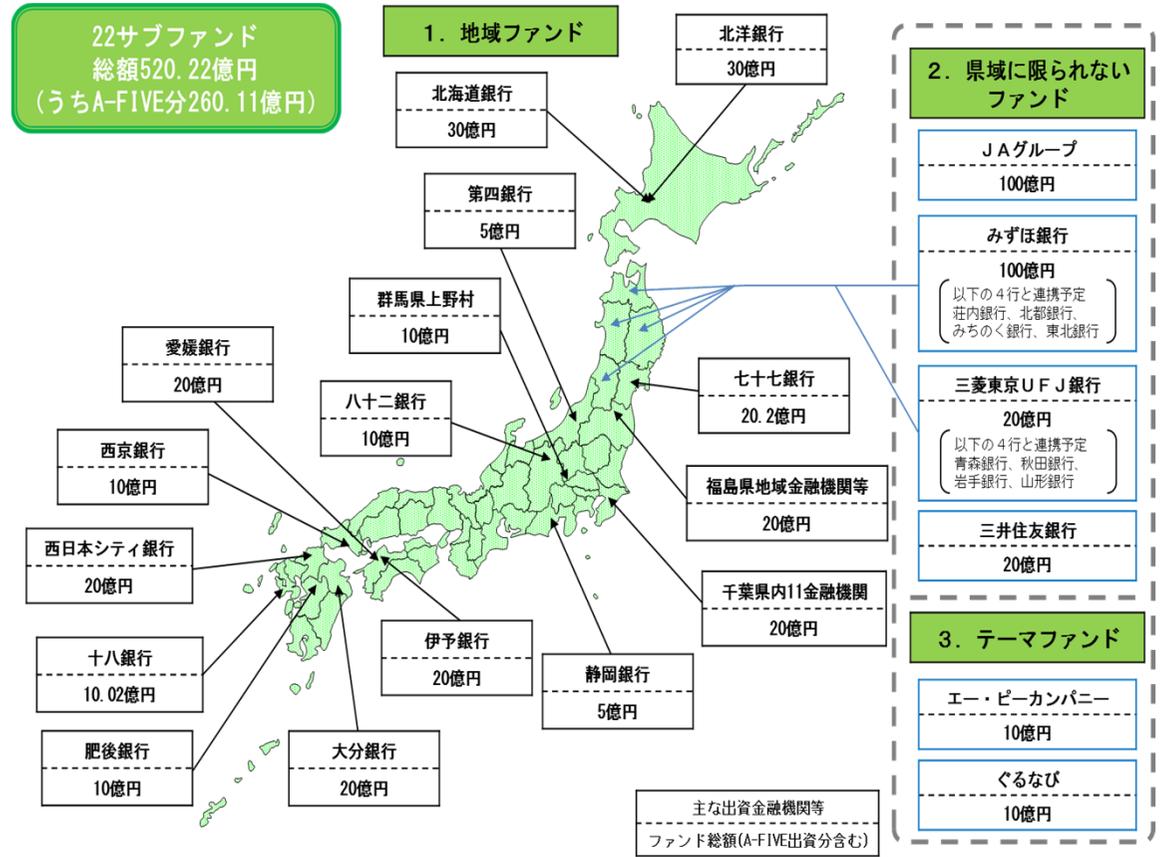
(参考) 農林漁業成長産業化ファンドについて

○ 現在までに22のサブファンドへの出資を決定 (総額520.22億円)

農林漁業成長産業化ファンドの仕組み



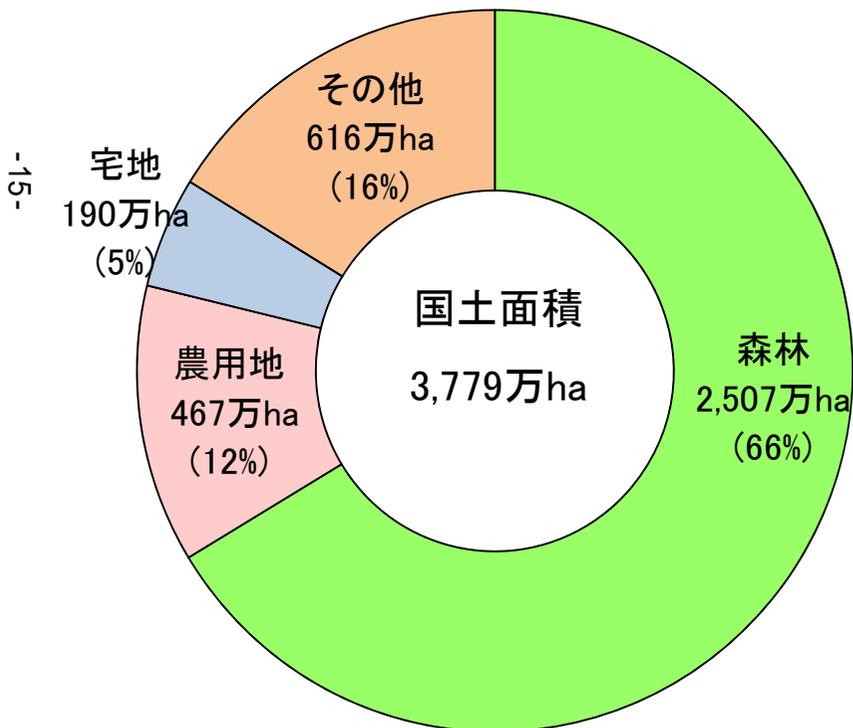
サブファンドの状況 (H25.7.29現在)



(参考)農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用に高いポテンシャルがある。農林漁業との調和を図りながら、これらを再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していく取組を地域主導で進めることにより農山漁村を元気にしていくことが重要。

○我が国の国土利用の現況



(資料)国土交通省「平成22年度土地に関する動向」
※農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計。
四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

○農業と再生可能エネルギーの調和が図られた例

支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等について

- ・支柱の基礎部分を一時転用許可の対象に(3年間)
- ・周辺の営農上問題がない場合は再許可可能
- ・これにより、優良農地であっても営農を継続する太陽光パネルの設置が可能に
(平成25年3月31日付で措置)



一本脚タイプ



屋根タイプ

④ 林野

【現状等】

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期。
- 需要に応じた国産材の供給体制が不十分。

新たな木材需要の創出

- **CLT等新たな製品・技術の普及**
 - ・ 中高層建築物の木造化に必要となる耐火・耐震性能の高い部材などの開発を促進
 - ・ 特に、国産材CLT普及のための規格・基準の整備や強度データの収集等を促進
- **公共施設等での国産材利用の推進**
 - ・ 公共施設の木造化・内装木質化の推進
 - ・ 新規用途等の開発の促進



耐火建築物の事例



内装の木質化

国産材の安定供給体制の構築

- 国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための**流通体制の構築**
- **需要者ニーズに応じた製品**（品質・性能の確かな乾燥材・集成材など）の供給促進
- 施業集約化、路網整備等による**効率的な森林整備**の推進



⑤ 水産

【現状等】

- 国内では水産物の消費量が急減
- 魚価の低迷や生産コストの上昇等に直面

消費者ニーズを踏まえた新たな取組の推進

- 魚を気軽に手軽においしく食べられる「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトを引き続き展開。
- 生産者が消費者のニーズに応える商品の開発・販売を行う取組等を推進。



生産現場の強化による輸出促進

- 地域の水産関連施設の**HACCP対応・高度衛生管理型への整備を推進**
- 他省庁等とも連携を強化し、**迅速な衛生証明書発給体制を構築**
- 水産物輸出戦略の展開
（2020年までに輸出額3,500億円を目指し対象国・品目の重点化等を推進）



屋根付き岸壁整備による鳥糞等の防除を通じた衛生管理の強化

持続可能な漁業・養殖業の推進

- 生産現場における省エネの推進
- 養殖業の経営強化（行政の何らかの関与の下での生産計画の策定等の検討）
- 漁港・漁村の防災・減災対策、老朽化対策の促進
- 水産業・漁村の多面的機能を発揮する取組の展開

(参考) 最近の農林水産業関係の規制改革の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時転用許可の対象とした(平成25年3月31日、通知を发出)。
2	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。
3	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー設備の設置が可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
4	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
5	再生可能エネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能エネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化(平成24年6月29日、通知を发出)。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、従来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出(平成25年4月5日)。
7	防災集団移転促進事業に関する規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした(平成25年2月4日、省令改正)。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする(省令改正予定)。
9	農地の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるようにする(平成25年4月17日、通知を发出)。
10	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	両制度の対象業種等について事例集を作成・配布(平成24年7月31日)するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出(平成25年4月12日)。

(参考)「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

	番号	事項名	制度の現状と課題
需要コロンティア拡大	1	水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】	中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。
	2	うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】	現行では、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようになれば、うめの需要拡大につながる。
	3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【JAS法、建築基準法】	現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用できない。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル
	4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景表法】	現行では、保健機能を有する成分を含む加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能性表示をすることができないが、表示が認められるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。
	5	日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和【入管法】	現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に入国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。
バリエーションの構築	6	製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】	農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の従業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。
	7	食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。
	8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化【河川法】	小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。
	9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】	小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。
	10	NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】	農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準(床面積)が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。
生産現場の強化	11	食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにすることが必要。
	12	農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】	市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。
	13	無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】	現行の規制のかからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。
	14	農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【入管法】	現行では、農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。

日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)
(農林水産業関連部分抜粋)

＝第 I 総論＝

1. 成長戦略の基本的考え方

今回の成長戦略を始めとする三本の矢を実施することなどを通じて、中長期的に、2%以上の労働生産性の向上を実現する活力ある経済を実現し、今後10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を実現することを目指す。2010年代後半には、より高い成長の実現を目指す。その下で、1人当たり名目国民総所得(GNI)は中長期的には年3%を上回る伸びとなり、10年後には150万円以上増加することが期待される。

2. 成長への道筋

(1) 民間の力を最大限引き出す

(規制・制度改革と官業の開放を断行する)

農業については、農地中間管理機構を整備・活用して、農地集約を加速化した上で、リース方式により企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進する。

4. 進化する成長戦略

(2) 本格的成長実現に向けた今後の対応

農業については、担い手への農地集積・集約や、企業参入の拡大などに係る施策が盛り込まれているが、農業・農村全体の所得の倍増を達成するためには農業生産性を飛躍的に拡大する必要がある。そのためには、企業参入の加速化等による企業経営ノウハウの徹底した活用、農商工連携等による6次産業化、輸出拡大を通じた付加価値の向上、若者も参入しやすいよう「土日」「給料」のある農業の実現などを追求し、大胆な構造改革に踏み込んでいく必要がある。

5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例

今回の成長戦略では、「成長への道筋」を実行・実現するものとして、「日本産業再興プラン」「戦略市場創造プラン」「国際展開戦略」の3つのアクションプランを打ち出している。このプランのうち、「成長への道筋」に沿って、早期に取り組む必要がある代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおり。

(1) 民間の力を最大限引き出す

(規制・制度改革と官業の開放を断行する)

⑤農林水産業を成長産業にする

<成果目標>

- ◆今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減し、法人経営体数を 5 万法人とする
- ◆2020 年に 6 次産業の市場規模を 10 兆円（現状 1 兆円）とする
- ◆2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円（現状約 4,500 億円）とする
- ◆今後 10 年間で 6 次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定する。

- (i) 農地中間管理機構が、市町村や民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げた体制を構築しつつ、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の担い手への農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立する。 【本年秋までに具体化、速やかに法制化を含む措置を実施】
企業の参入状況の検証等を踏まえ、農業生産法人の要件緩和など所有方式による企業の参入の更なる自由化について検討を行う。
- (ii) 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開等を行う。また、新品種・新技術の開発・普及、医療福祉等の異業種連携等により、農業にイノベーションを起こし、付加価値を高める。 【今年度から実施】
- (iii) 今後 10 年間で倍増する（340 兆円→680 兆円）グローバルな「食市場」の獲得を目指す。このため、国別・品目別輸出戦略を策定する。また、世界の料理界での日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を一体的に推進する。 【今年度から実施】

＝第Ⅱ 3つのアクションプラン＝

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

社会像：世界を惹きつける地域資源ブランドを成長の糧とする誇り高い地域社会

戦略分野：農林水産物・食品、6次産業、コンテンツ・文化等の日本ブランド

市場規模：【農業】(国内)農業・食料関連産業生産額 100兆円⇒120兆円(2020年)

うち、6次産業の市場規模 1兆円⇒10兆円(2020年)

(海外)世界の食市場規模(※) 340兆円⇒680兆円(2020年)

※ATカーニー社推計

【観光】訪日外国人の我が国国内での旅行消費額

1.3兆円(2010年)⇒4.7兆円(2030年)

雇用規模：【農業】新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大

【観光】訪日外国人の旅行消費がもたらす雇用効果

25万人(2010年)⇒83万人(2030年)

(1) 2030年の在るべき姿

日本各地には世界を惹きつける高品質な農林水産物や観光資源などの魅力的な地域資源が豊富に存在し、「日本ブランド」ともいえるべき価値が存在している。こうした地域の資源を活用し、世界の消費者や企業を惹きつけることで、自律的・持続的に稼ぎ、豊かに発展していく地域社会を成り立たせる。

このため、次の2つの社会像の実現を目指す。

- ① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会
- ② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

I) 社会像と現状の問題点

消費者志向のマーケットインの発想と地域の特性を活かした農林水産業とのマッチングにより、日本の優れた農林水産物・食品が世界中に輸出され、地域の農林水産物・食品が世界市場に広く行きわたるようにする。多面的機能を適切かつ十分に発揮しつつ、農林水産業が成長産業となり、若者・高齢者・企業等様々な主体と農林水産業のコラボレーションが進み、イノベーションの創出拠点となる活発な農山漁村社会の実現を目指す。

このような農林水産業の成長産業化は、我が国の経済再生を支える分野であるが、現状を見れば、日本の農業は、生産者の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的な問題を抱えている。これらの課題を解決するためにも、強みを引き上げ、弱みを克服する非連続的な施策を導入し、農業の構造改革を進める必要がある。また、日本は、優良な農地や豊富な森林・海洋資源に恵まれ、安全・安心かつ高品質の農林水産物を生産する技術を有しており、多様性に富む農林水産物が豊かな食文化を形成しているなど、多くの面で比較優位にあるものの、産業として捉えた場合、本来有する国際競争力を活かしきれていない。

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

農林水産業の競争力を強化する観点から、生産現場の強化や需要面の取組、それらをつなぐ6次産業化等を一体的に進めるとともに、経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設の検討を行う。農林水産業を成長産業とし、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す。その着実な推進のため、官邸に設置した「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の政策の方向性を「農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）」として、できるだけ早期に取りまとめる。

具体的には、まず、農地を最大限効率的に活用できるようにするなど、生産現場を強化する。担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用、生産コストの削減を目指す。今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを目標とする。

このため、以下の取組について、本年秋までに具体的スキームを固め、速やかに法制度・予算措置を含む必要な措置を講ずる。その際、農業界と経済界の連携や民間活力の活用に十分留意し、信託の活用についても検討する。

○担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等による競争力強化

- ・担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的受け皿として都道府県の段階に農地中間管理機構（仮称）を整備し、活用する。

具体的には、農地中間管理機構が地域内農地の相当部分を借り受け（準公有状態）、大区画化等の基盤整備を行った上で、担い手（法人経営、大規模家族経営、企業、新規就農者等）への農地集積・担い手ごとの農地の集約化に配慮して貸し付けることにより農地利用

の再配分を行うスキームを確立し、積極的に活動できるようにする。その際、農地中間管理機構は、市町村・民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げて取り組む体制とする。

- ・耕作放棄地については、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も解消対策の対象とするとともに、耕作放棄地の所有者に対し農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認したり、所有者不明の耕作放棄地について、公告制度を使いやすくし、裁定により同機構に利用権を設定する等、手続きの大幅な改善と簡素化を図る。
- ・これらの措置と併せて、地域の農業者の徹底した話し合いにより担い手への農地集積の合意形成を図る「人・農地プラン」の作成・見直しを推進し、農地の集積・集約化を着実に進める。
- ・なお、2009年に完全自由化されたリース方式による企業の農業参入を、農地中間管理機構も活用しながら積極的に推進する。また、農業生産法人の要件緩和などの所有方式による企業の農業参入の更なる自由化について、2009年に実施したリース方式での参入の完全自由化と農業生産法人の要件緩和後の参入状況の検証等を行うとともに、農地の集積・集約化の推進に与える影響も考慮しつつ、検討する。
- ・生産性向上に結び付く農地集積をサポートするため、都道府県等が行う大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備を農地中間管理機構も活用しながら推進する。

さらに、新技術の活用、異業種連携等により、農業にイノベーションを起す。この中で、マーケットインの発想を定着させる。6次産業の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円とする。

○農商工連携等による6次産業化の推進

- ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開や、異業種連携等の促進により6次産業化を推進する。
- ・健康に着目した食の市場拡大による健康長寿社会の実現と国内需要・市場拡大、福祉・教育・観光等と連携した都市と農村の交流の拡充等を図るため、食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、食習慣と健康の関連性の調査等を来年度から実施する。また、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図る。
- ・新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により「強み」のある農畜産物の創出を進め、年内に品目毎の新品種・

新技術の開発・保護・普及の方針を策定・公表する。また、海外での遺伝資源獲得の円滑化や知的財産権の侵害対策等、我が国の種苗産業の共通課題の解消を総合的に推進するための取組体制を整備する。

- ・異業種との連携による地域における消費拡大や学校給食等における利用拡大等の取組とともに、多様な事業者からなる協議会が主体となる「食のモデル地域」を本年中に設け、国産農林水産物の利用拡大に向けた取組を推進する。
- ・再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後5年間に約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。

また、日本の農林水産物・食品の輸出促進等による需要の拡大を図る。2020年に農林水産物・食品の輸出額を、現状の約4千5百億円から1兆円とすることを目指す。このため、国別・品目別輸出戦略を策定する。また、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を、日本貿易振興機構（JETRO）等とも連携を深めつつ、一体的に推進する。

○国別・品目別輸出戦略の策定

- ・日本食を特徴づけるコンテンツ（水産物、日本酒などのコメ・コメ加工品、牛肉、青果物等）の輸出拡大を図る観点から、品目別の農林水産物・食品の輸出額に係る数値目標、輸出環境の整備等に係る目標を年内に設定する。
- ・植物検疫などの輸出に必要な手続を卸売市場で行うことにより、スピーディーな輸出を実現するとともに、産地間連携による日本の農林水産物を年間を通じて安定的に供給できる体制の構築を実現する。
- ・日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCP（危害分析・重要管理点）システムの普及を図る観点から、マニュアルの作成や輸出HACCP取得支援のための体制の整備を来年度までに実施するとともに、輸入手続の際に提出を求められることがある自由販売証明書の発行体制を今年度中に構築する。

○食文化、食産業のグローバル展開

- ・日本食材と世界の料理界とのコラボレーションの促進や、日本食の普及を行う人材育成等を通じ、日本食材の活用を推進（Made FROM Japan）する。

- ・ビジネス環境の整備、人材育成、知的財産の侵害対策、出資による支援等を通じて、日本の「食文化・食産業」を海外展開 (Made BY Japan) する。
- ・国別・品目別輸出戦略の策定、ビジネス環境の整備、出資による支援等を通じて、日本の農林水産物・食品を輸出 (Made IN Japan) する。
- ・上記の食産業のグローバル展開の実現に向け、官民共同による意見交換の場の設置、専門知識や経験を持つ人材を確保・活用する仕組みの構築、フードシステム全体の海外展開を図る取組を来年度から実施する。
- ・また、「食」がテーマの「2015年ミラノ国際博覧会」等への出展を通じ、我が国農林水産業・食関連産業の強みや日本食・食文化の魅力を発信する。

さらに、新たな育種技術や高機能・高付加価値農林水産物の開発、IT・ロボット技術等の科学技術イノベーションを活用した生産・流通システムの高度化等を通じ、こうした市場・産業の拡大・発展を図る。

○新技術による農林水産物の高機能化、生産・流通システムの高度化

- ・ゲノム情報等を活用した農林水産技術の高度化（重要形質を改良するための育種技術の開発等）、高機能・高付加価値農林水産物の開発（予防効果等のある付加価値の高い食品を個人のニーズに合わせて供給するシステム（「テーラーメイドシステム」の構築、医学・工学などとの融合等）を2030年までの実現を目指して、研究開発を推進する。
- ・IT・ロボット技術等を活用した農林水産物の生産・流通システムの高度化（大規模・省力・軽労化栽培・生産体系の開発等）、微生物やバイオマスによるエネルギー資源生産技術の開発・普及を目指して、研究開発や大規模実証を推進する。
- ・高い生産技術を持つ篤農家の知恵を人材育成や収益向上等、多面的に利活用する新たな生産方式の構築を2016年までに達成するとともに、農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの普及によるバリューチェーンの構築に取り組む。これらのIT利用技術により、生産された農産物と当該技術の海外展開を2017年度以降成長軌道に乗せる。

また、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、施業集約化等を進めるとともに、国産水産物の消費・輸出拡大、適切な資源管理等を通じた収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の推進等により、林業及び水産業の成長産業化を図る。